

平成 22 年度第 21 回 税制調査会終了後の記者会見録

日 時：平成 22 年 12 月 13 日（月）17 時 00 分～

場 所：財務省 3 階 記者会見室

○記者

先ほど終わりました 4 大臣会合については、結果と内容、どんなやりとりがあったのかについて、教えていただけませんか。

○五十嵐財務副大臣

先ほどは、温対税を中心に議論がありました。かなりの方向性は出ておりますが、最終的な詰めをし切れませんでしたので、まだ議論が残っているということでございます。

それから、私から証券税制の折衝の現状を御説明いたしまして、若干のやりとりがありましたけれども、これもまだ途中でございます。

そのようなところで、まだ、継続中ということでございます。

○記者

温対の詰め切れない点というのは、どのようなところでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

地方についてどのような手当ができるかということが中心でございます。

○記者

税収をどこに振り分けるかという話ですか。

○五十嵐財務副大臣

基本的には、譲与税という地方に譲与する仕組みを作ってほしいという総務省側の御要請がありまして、それについて議論があって、まだ結論が出ていないということでございます。

○記者

また 4 大臣会合があるようですが、今後の予定をお願いできますか。

○五十嵐財務副大臣

まだ、私は承知をいたしておりません。

○記者

今日の本体会合では、いろいろ議論があった配偶者控除について見送り、今後検討を続けるということになったようですが、改めてどういう背景なのか、理由をもう少し詳しく教えていただけますか。

○五十嵐財務副大臣

配偶者控除につきましては、まず、配偶者の家事労働等をどう評価するか、それから、日本の家族制度というものをどう考えるかというそもそも論もありますし、他の控除との関係でダブルやトリプルで見直しがあった場合、どのような負担感が生じる

かというようなこともあり、慎重であるべき。

一方で、配偶者控除については、女性の働き方への中立性を担保するという観点から、配偶者控除は本来、縮減ないし廃止すべきだという見方、考え方があり、また、控除から手当へということで、子ども手当の財源とすべきだという双方の考え方もともとある。

その上で、一定の所得以上の方については、御自宅におられている率が高いというようなことから見て、一定の所得以上の方々については、これは配偶者控除をしなくても担税力は十分あるのではないかということがあって、所得で区別をするという考え方が出てきたわけですが、これらの、今、申し上げたことを総合的に判断して、今回は時期尚早であって、配偶者控除全般について、これから先、本格的に更に検討すべきではないかという方向になったと、そう解釈をしております。

○記者

今日は、会合の中で、尾立政務官から財源捻出額が具体的に示されましたけれども、平岡副大臣から、これがどのような使われ方をするのかという理念、そういったところをもう少しやるべきではないかという話がありました。

改めて、今回は控除をかなり見直されますけれども、この見直しの背景とするところ、所得再分配の考え方、そしてかなりの規模の財源が出てきたということで、この財源の行き先がどのようになるのかということについて、やはり負担増を求められる層の納得感があるかと思いますが、その点につきまして、改めて御説明をいただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

今回の税制改正については、経済の活性化、そして格差是正、税の再配分機能の回復、それから抜本的な改革に向けて整合性があるかどうかといった考え方が中心になっていると思います。

そして、税の構造そのものが実はインフレ時代の構造、物価は上がっていく、人件費は上がっていく、購買力は決して高まっているとは思えない中で、事実上、税率が高い方に遷移していくという状況の中で、時期が来ると減税をして、それを調整してきたというのがこれまでの税の歴史ですけれども、この十数年は逆の方向が起きていて、例えば地価については大幅な下落がある。それから、年収についても縮小し、ただ、購買力という観点では、むしろ同じお金を持っているとその購買力が増すというような状況にあって、そういう状況の変化に対応した税制にはなっていない。

その結果、何が起きたかということ、所得の極めて高い人たちには、余りにも所得の低い方々と比較して有利な状況になっていて、それが格差拡大を生んできた。そして、税による再分配機能が衰えて、十分な社会保障を所得の低い方々に向けることができない。そして、その財源がないと、それが財政赤字につながる。それでまた更に社会保障に対する将来不安になって、それが更にデフレを生むということも出てきたとい

うことから、税については、行き過ぎた部分を是正するということが急務だということだったと思います。

ですから、ものの考え方として、所得の比較的高い方に応分の負担をお願いする。これは国際的に見ても、例えば給与所得控除を青天井にしている国はない。あるいは現状で働ける状態であるにもかかわらず、働かない成年に対して控除をすべて認めているという国もない。よその国と比べても、学生や事情がある方々に控除を認めているわけであり、そういう税の本来の機能、理念から見て、合わなくなってきた部分については見直しをやってきたということだと思いますので、御批判をいただいているように、ただ財源を出せばいいということで見直したということではないというふうに私どもは思っております。

○記者

関連しまして、配偶者控除の見直しが来年以降ということになったことで、子ども手当の財源というのは、今回の諸控除の見直しによって生まれる財源を充てるという理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

基本的に、まだそこも成年扶養控除については、余り意見の食い違いがなく、充てようという話でありましたけれども、これについても、実はまだ完全に一致しているわけではありません。地方の自然増というか、跳ね返り分をどう扱うかということに絡んでまいりますので、その意味では全体的にまだ決着を見ていない部分があるというのが、正直な話でございます。

○記者

個人所得課税の最高税率の見直しですが、これは税制抜本改革において検討するということになっております。それと、全体会合でのやりとりで、所得税のブラケットの見直しも、この税制抜本改革において検討するというやりとりがあったかと記憶しておりますが、これは先週示されました社会保障の基本方針でも、来年の半ばまでに税制抜本改革の基本的な方向を出すということですが、これと併せてという理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

基本的には、国と地方の関係も含めて、いろいろなところが抜本改革に委ねられるところだと思いますので、そのときに思い切った見直しを、あるいは再構築をするべきだということだと思います。

例えば、車体課税と燃料課税をどう配分するかとか、そういう問題も含めて、大きな視点からの改革というのは、やはり今年、この秋になってからでは間に合わないということで抜本改革の中でやるべき事項という整理をさせていただきました。

○記者

今、五十嵐副大臣が今回の増税中心のプランの理念をおっしゃられましたけれども、

高所得者というのは、ある意味個人消費を支えている側面もあるのですが、そういう意味で、今回の増税というのが、経済とか景気にどう影響を与えると思われているのでしょうか。また、そこに影響があると懸念する声も、民主党の中にも少なくないと思うのですが、そういうところには、どのように答えられるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

よくあることだろうと思いますけれども、私どもの考え方では、私どもというか私はそう思うのですが、人間が生きていくのに必要な経費というのは自ずから決まっています、一定以上だとやはり使い残しというか、それは出るのです。例えば、1億円以上の所得がある方々について言えば、金融所得の割合が高く、投資をするという方向に行く、あるいは有利な貯蓄手段に回るといえることがあるものですから、例えば、30%以上の所得税がかかるような方は、20%あるいは10%の税率で済む金融投資の方に回られるものですから、実際に数字で出てくるのは1億円を超えると実質的な負担率が下がるのです。つまり、それは使い残しているということだと思いますから、その方々が盛んに使ってくれるから所得税は取ってはならぬということにはならないので、応分の負担はしていただいて、先ほど言いましたように、外国でもそれはあるわけですから、外国と比較して日本が有利すぎている部分については、それは応分の負担をしていただいて、格差の是正や所得再分配機能の回復に回していただくということが、私は姿として向かうべき方向だと思いますし、それが直ちに消費の大幅な減退につながるとは考えていないということでございます。

○記者

今回は抜本改革という中ではなくて、この見直しを行いましたけれども、その中で格差是正とか所得再分配というのは、皆さんが思ってた以上に比べてどのぐらい完成度に近づいているのかという評価について教えてください。

○五十嵐財務副大臣

あるべき姿に向かって一定の前進をしたということは、確かに言えると思うのですが、もっと大きな改革が必要なものですから、それはこれからの課題としてやっていかなければいけないということだと思います。その中で、例えば、資産家の皆さんに対する相続税の強化については、一方でお金が回るように、消費への意欲が強い、また要求がある世代への転嫁というものを促進するような改正も行ってございまして、これは私としては適切なバランスだと思っております。

十分な見直しまではいっていないと思いますが、方向性は一致しているということだと思います。

○記者

来年、国会に出した場合には野党の賛成も得なければ税法は通らないと思うのですが、その点、自民党を含めて野党の理解というのは得られる内容になっていると思われませんか。

○五十嵐財務副大臣

野党の皆さんの御主張も見させていただきましたけれども、そんなにかげ離れているものではないと思います。ただ、野党の皆さんの場合は、そもそも子ども手当は要らない、子ども手当を除けば、その財源が浮くではないかという議論でございますので、それは根本的に違ってきて当然かと思えます。

○記者

所得税や住民税の調整の時期というのは、1年以上後ろずれだと思のですが、相続税と合わせていつから増税になるのかという時期について、もう一度それぞれ確認させてください。

○五十嵐財務副大臣

まだ詳細については決まっておられません。ですから、私ども毎回申し上げて恐縮ですけれども、仕組みとして、税制の構造としてのペイ・アズ・ユー・ゴーを追及しているわけでありまして、幾ら足りないから、幾ら生み出さなければいけないという話では、必ずしもないと思っています。

○記者

相続税については、来年度中に増税されるという解釈でよろしいのですか。

○五十嵐財務副大臣

大綱を決定するまでに詳細は決めてまいりたいと思います。

○記者

証券優遇税制ですが、明日にでも閣僚折衝があると思うのですが、改めて現時点での政府税調としてのスタンス、もともと廃止を目指すということだったのですが、改めてもう一度現時点での御姿勢をお願いできればと思います。

○五十嵐財務副大臣

税制調査会としてと言われると、両論があって決まっていけないということだと思います。証券優遇税制については、今の現行の法律どおりにいくか、それとも更に延ばすかということで、本日も両論がまだ出たまま対立して、決着していないということでございます。

○記者

財務省として、例えば新たな折り合いのつけるような妥協案とか、そういうものは御検討なさる御予定はあるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

財務省としては、妥協案を提示しております。けれども、それについて一致を見るところまでまだ行っていない、折衝中だということでございます。

○記者

配偶者控除の件ですけれども、今後、検討をするという表現になっていて、具体的なお尻が決まっていけない表現になっているかと思うのですが、それも抜本改革の中で

やるということで、来年度ということによろしいのかという点をお願いできますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

今日も本体会合の中で、小宮山副大臣からお話がありました。抜本改革の中で考えていきたいと思いますということで、抜本改革はもう来年の早い時期から、前倒しといえますか前広に議論していきたいと思いますということになっていくだろうと思っております。ですから、その中で当然テーマの一つになっていくだろうと思います。

○記者

成年扶養控除の件ですが、所得が400万円～500万円の間に調整ということでグレーの線が引かれているかと思うのですが、この調整について具体的な措置がもし決まっていれば教えてください。

○五十嵐財務副大臣

400万円のところから500万円のところに斜めに線を引いて、その率に応じて縮減されていくと、段階ではなくてなだらかに控除額が下がっていくということです。400万円というのは、あくまでも所得金額でございますから、収入金額でいくと568万円、500万円というのは689万円ということになります。かなり高い水準ですが、そこに向けてなだらかに控除額が下がっていくということでございます。

○尾立財務大臣政務官

具体的に細かいところを申し上げますと、成年扶養の方が1人いるか2人いるか3人いるかによって、このカーブ、控除額が定率で変わっていくということです。

○記者

直線でよろしいですか。

○尾立財務大臣政務官

はい。だから、発射台が違うのです。38万円、2人だったら76万円から下がっていくというイメージです。

○記者

まっすぐ、収入に比例してすっと下がると。

○尾立財務大臣政務官

はい。斜めに直線で下りていくということです。

○記者

個人住民税で、今日は総務省の二役がいらっしゃらないのですが、1点確認させていただきます。生命保険料の控除ですが、これは最終的に来年度、この11年度改正では見送りということになるのでしょうか。ちょっと書きぶりがよく分からなかったのですが。

○五十嵐財務副大臣

これは、端的に言うと今回は見送りということだと思います。

○記者

証券優遇税制の関連ですが、明日、野田大臣と自見大臣の大臣折衝という段取りはもう整っているのでしょうか。予定ができていますのであれば教えていただけますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

正確には承知いたしておりません。

○尾立財務大臣政務官

まず形としては4大臣で自見大臣にお会いするという建付けになっておりまして、そういう意味でこの4大臣の会合で金融証券税制の扱いについて、ある程度方向性が見えないとお会いできないということになっておりますが、合意を目指しておりますので、一応明日、どの時間帯かは分からないのですが、仮で今予定を取っていただいているような話を聞いております。

○記者

追加でもう一点、自見大臣はそこにお見えになるということですが、目下最大の焦点になっている法人税について、そこに大島大臣も御参加される予定はないのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

今のところは、ないのではないのでしょうか。

[閉会]